

第 1 9 0 回総会

南部町農業委員会会議録

令和3年5月11日開催

南部町農業委員会

第190回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和3年5月11日(火) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和3年5月11日(火) 午後2時22分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(12人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理

委員	1番 工藤信仁	3番 赤石敏文
	4番 佐々木一雄	5番 梅内勝治
	7番 山田憲幸	8番 三浦恵美子
	10番 坂本誠治	11番 滝田信彦
	12番 蹴揚福男	13番 河守田雄一
	14番 石橋薫	

5. 欠席委員(3人)

欠席者	2番 川守田雄一	6番 坂本重悦
	16番 堀内重男	

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の氏名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第2号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5	報告第3号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6	報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消し願いの受理について
日程第7	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第9	議案第6号 別段面積の設定について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>12 番 蹴揚福男委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 190 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、2 番 川守田雄一委員、6 番 坂本重悦委員、16 番 堀内重男委員の 3 名より欠席の旨の連絡がありましたのでご報告します。</p> <p>出席委員は 15 名中 12 名で、委員定数に達しておりますので、第 190 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 5 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>11 番 滝田 信彦 委員</p> <p>13 番 河守田 雄一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 2 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第 2 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸貸借の契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 3 年 3 月 29 日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 3 月 30 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 報告第 3 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第 3 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業推進法及び農業経営基盤強化促進法並びに農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、6 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年 12 月 17 日から令和 8 年 2 月 28 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 3 月 30 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 2 番から番号 4 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年 11 月 11 日から令和 8 年 1 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 3 月 30 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 5 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成 29 年 3 月 1 日から令和 19 年 2 月 28 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 4 月 21 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

小田原主幹	<p>番号6番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成31年1月10日から令和21年1月9日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年4月22日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第6 報告第4号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消し願いの受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第4号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可の取消し願いを受理したので報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名及び権利の設定を受ける者の住所・氏名、転用目的は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の取消し理由は、携帯電話基地局を建設する資材が、新型コロナウイルスの影響により海外から入荷せず、工事の見通しがつかないため、取消しするものです。</p>
議長	<p>次に、日程第7 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第4号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は4件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田 信彦 調査員</p>
滝田調査員	<p>11番 滝田から説明いたします。</p> <p>去る4月30日、工藤農地利用最適化推進委員と南部分庁舎3階第1会議室において、議案第4号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第4号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、</p>

滝田調査員	<p>議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、親戚より贈与を受けて、新規に営農するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番から番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号4番の申請理由は、父から借りていた農地を取得し引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第4号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、11番 滝田信彦 委員が借受人となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—— 滝田委員退席 ——</p> <p style="text-align: right;">(午後2時15分退席)</p>
議長	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第5号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、10件です。</p>

小田原主幹	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 2 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 9 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 8,797 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 3 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 9 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,959 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,952 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,911 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,921 円です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,964 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 5 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、滝田委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—— 滝田委員入室 ——</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 20 分着席)</p>
議 長	<p>次に、日程第 9 議案第 6 号「別段面積の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 6 号について、説明いたします。</p> <p>農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これら</p>

小田原主 幹	<p>の面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなります。</p> <p>現在、南部町の別段の面積は、「町全体で20アール」で定めております。</p> <p>農業委員会では、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとなっていることから、別段の面積について、次のとおり提案いたします。</p> <p>現行の別段の面積20アールの変更は行わない。</p> <p>その理由は、新規就農者等の受け入れの促進により、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の発生防止に資するためです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第6号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号「別段面積の設定について承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第190回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時22分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月12日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員